

## 新型コロナウイルス感染症に関する金融・資金繰り支援融資関連について

鶴岡商工会議所では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け相談窓口を開設しております。国等の緊急対応策により中小企業・小規模事業者の資金繰り対策として講じられた各種支援内容についてご紹介いたします。

※利率は、令和2年4月9日現在のものです。

### I. ・新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫） ・危機対応融資（商工組合中央金庫）

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する事業者 ① 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した事業者 ② 業歴3ヶ月以上1年1カ月末満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している事業者 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額 (※)個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも柔軟に対応。 (※)商工組合中央金庫は別途、危機対応業務として中堅向け貸付等も実施
貸付限度	中小事業 3億円（別枠）、国民事業 6,000万円（別枠） 商工中金等（以下、危機対応） 3億円
利率	当初3年間 基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率 中小事業・危機対応：1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%
利下限度額	中小事業・危機対応 1億円、国民事業 3,000万円 ※貸付限度額・利下げ限度額は新規融資と既往債務借換の合計
貸付期間	設備資金20年以内、運転資金15年以内（うち据置5年以内）担保：無担保
お問合せ	日本政策金融公庫 酒田支店 ☎0234-22-3120 商工組合中央金庫 酒田支店 ☎0234-24-3922

### II. 特別利子補給制度

※I. の借入を行った事業者を対象に3年間の利子補給による無利子融資

適用対象	新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）、危機対応融資（商工組合中央金庫）の借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方 ①個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）・・・要件無し ②小規模事業者（法人に限る）・・・売上高▲15% ③中小企業者（上記①②を除く）・・・売上高▲20% ※小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下 卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下
利子補給上限	中小事業・危機対応 1億円、国民事業 3,000万円 期間：借入後当初3年間 ※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額
お問合せ	中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎03-3501-1544

### III. マル経融資【新型コロナウイルス対策マル経】(日本政策金融公庫)

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響により最近 1 カ月売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した小規模事業者
貸付限度	1,000 万円 (別枠)
利率	当初 3 年間 基準利率▲0.9%、 4 年目以降基準利率 1.21%→0.31%
貸付期間	運転資金 7 年以内 (うち据置 3 年以内)、設備資金 10 年以内 (うち据置 4 年以内)
お問合せ	鶴岡商工会議所 経営支援課 ☎0235-24-7711

### IV. 山形県商工業振興資金【地域経済変動対策資金】(山形県)

融資対象	①新型コロナウイルスの影響により、最近 1 カ月の売上高が前年同期と比較して減少し、かつ以後 2 カ月の売上高が前年同期と比較して減少することが想定される事業者 ②新型コロナウイルスの影響により、最近 1 カ月の売上高が前年同期と比較して 30%以上減少し、かつ以後 2 カ月間を含む 3 カ月間の売上高が前年同期と比較して 30%以上減少することが想定される事業者 ※①、②とも対象は中小企業者・小規模事業者・個人事業主
貸付限度	① 融資限度額 5,000 万円 (運転資金のみ) 金利: 固定 1.6% ② 融資限度額 5,000 万円 (運転資金のみ) 金利: 無利子 ※中小企業者で②の融資対象要件のうち、最近 1 カ月の売上高が 50%以上減少の場合は融資限度額 1 億円
貸付期間	10 年以内 (うち据置 2 年以内)
取扱期間	① 令和 2 年 2 月 25 日から当分の間 ② 令和 2 年 3 月 16 日から 8 月 31 日まで
申込窓口	山形銀行・庄内銀行・きらやか銀行・鶴岡信用金庫・商工中金ほか
お問合せ	山形県商工労働部 中小企業振興課内「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」 ☎023-630-2359

### V. セーフティネット貸付【経営環境変化対応資金】(日本政策金融公庫)

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置により「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者。
貸付限度	中小事業 7.2 億円 国民事業 4,800 万円
貸付期間	設備資金 15 年 運転資金 8 年以内 (うち据置 3 年以内)
利率	中小事業 基準金利 1.11% 国民事業 基準金利 1.36% ※令和 2 年 4 月 1 日時点、貸付期間 5 年、貸付期間・担保の有無等により変動
お問合せ	日本政策金融公庫 酒田支店 ☎0234-22-3120

VI. セーフティネット保証4号、5号(山形県信用保証協会)※融資保証制度	
保証対象	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者 経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証とは別枠で保証する資金繰り支援制度
保証内容	<p>○ セーフティネット保証4号…最大2.8億円の借入債務100%保証 要件：幅広い業種で影響が生じている地域／売上高が前年同月比で▲20%以上減少 ・対象地域（4号は全都道府県を対象地域として指定）</p> <p>○ セーフティネット保証5号…最大2.8億円（4号と同じ）の借入債務80%保証 要件：特に重大な影響が生じている業種／売上高が前年比▲5%以上減少 ・指定業種（5号指定業種・追加分含め令和2年度第1四半期分の対象業種587業種）</p>
申請手順	① 取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。 ② 対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。
お問合せ	山形県信用保証協会 鶴岡支店 ☎0235-22-6122 / 鶴岡商工会議所 ☎0235-24-7711

VII. 雇用調整助成金の特例措置(厚生労働省)	
特例対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るために休業手当に要した費用を助成する制度。
助成内容	助成率 大企業：2/3 中小企業：4/5 ※解雇を行わない場合は大企業 3/4、中小企業 9/10 4月1日～6月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別に、雇用調整助成金を利用可能
適用期間	休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日まで ※特例措置②については、休業等の初日が令和2年4月1日から6月30日 ※特例措置⑤、⑥については、令和2年4月1日から6月30までの間に実施した休業について適用
特例措置	<p>① 休業等計画届の事後提出が令和2年6月30日まで可能。</p> <p>② 生産指標（売上高等）の確認を10%減少から5%に緩和。</p> <p>③ 雇用指標（最近3ヵ月の平均値）を撤廃。</p> <p>④ 事業所設置後、1年未満の事業主も対象。</p> <p>⑤ 助成率を大企業2/3、中小企業4/5（解雇等を行わない場合、大企業3/4、中小企業9/10に引き上げ）</p> <p>⑥ 雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象。</p> <p>⑦ 雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヵ月未満の労働者も助成対象に。</p> <p>⑧ 過去に本助成金を受給したことがある事業主について、 ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していないなくても助成対象に。 イ 支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。</p>
お問合せ	ハローワーク鶴岡 ☎0235-25-2501

VIII. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(厚生労働省) <労働者を雇用する事業主の方向け>	
助成対象	①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主。
助成内容	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10
適用日	令和2年2月27日から3月31日までの間に取得した休暇 ※今後、休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までに取得した休暇についても支援を行う予定です。
申請期間	3月18日～6月30日
提出先	学校等休業助成金・支援金受付センター
お問合せ	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999 〔受付時間〕 9:00～21:00（土日・祝日含む）

## IX. 納税について猶予制度（国税庁）

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。</li> <li>② 紳税について誠実な意思を有すると認められること。</li> <li>③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。</li> <li>④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6ヶ月以内に申請書が提出されていること。</li> <li>⑤ 原則として、担保の提供があること。（<u>担保が不要な場合があります</u>）</li> </ul> <p>（注1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。</p> <p>（注2）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。</p>
	新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。
ケース 1	災害により財産に相当な損失が生じた場合
ケース 2	ご本人又はご家族が病気にかかった場合
ケース 3	事業を廃止し、又は休止した場合
ケース 4	事業に著しい損失を受けた場合
猶予が認定された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）</li> <li>○猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。</li> <li>○財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。</li> </ul>
お問い合わせ	鶴岡税務署 ☎0235-22-1401

## X 市税及び介護保険料の徴収猶予（鶴岡市）

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなど、以下のようなケースに該当する場合に、納税を猶予する制度があります。該当する場合は1年以内の期間に限り、猶予を受けることができますので納税課（本庁舎2階）にご相談ください。

（介護保険料の猶予期間は6ヶ月以内になります。）

ケース 1	災害により財産に相当な損失が生じた場合
ケース 2	ご本人又はご家族が病気にかかった場合
ケース 3	事業を廃止し、又は休止した場合
ケース 4	事業に著しい損失を受けた場合
ケース 5	ケース1～4に該当しないが新型コロナウイルスの影響により納付が困難な事情がある場合
お問い合わせ	鶴岡市納税課 ☎0235-25-2111（内線253・218）

● 新型コロナウイルス感染症についての緊急経済対策についての情報は隨時鶴岡商工会議所のホームページに更新してまいりますのでご確認ください。

【URL】 <https://www.trcci.or.jp/> ☎0235-24-7711